

総務省組織令の一部を改正する政令新旧対照条文

○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）

（傍線の部分は相違部分）

改正後	現行
<p>（自治行政局に置く課）</p> <p>第四十五条 自治行政局に、公務員部及び選挙部に置くもののほか、次の五課を置く。</p> <p>行政課 住民制度課 市町村体制整備課 地域政策課 地域自立応援課</p> <p>2・3（略）</p> <p>（行政課の所掌事務）</p> <p>第四十六条 行政課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 地方公共団体の組織及び運営に関する制度の企画及び立案に関すること（住民制度課及び市町村体制整備課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>六・七（略）</p> <p>八 地方自治法その他の地方公共団体に関する法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた地方行政に関する事務に関すること（市町村体制整備課の所掌に属するものを除く。）。</p>	<p>（自治行政局に置く課）</p> <p>第四十五条 自治行政局に、公務員部及び選挙部に置くもののほか、次の五課を置く。</p> <p>行政課 市町村課 合併推進課 地域政策課 地域自立応援課</p> <p>2・3（略）</p> <p>（行政課の所掌事務）</p> <p>第四十六条 行政課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 地方公共団体の組織及び運営に関する制度の企画及び立案に関すること（市町村課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>六・七（略）</p> <p>八 地方自治法その他の地方公共団体に関する法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた地方行政に関する事務に関すること（市町村課及び合併推進課の所掌に属するものを除く。）。</p>

九〇十二 (略)

(住民制度課の所掌事務)

第四十七条 住民制度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方自治に係る政策で地域の振興に関するもののうち地域的な共同活動に係るものの企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 地方公共団体の組織及び運営に関する制度のうち地縁による団体に関するものの企画及び立案に関すること。
- 三 住民基本台帳制度に関すること。
- 四 住居表示制度に関すること。
- 五 地方公共団体の情報システムに関する事項のうち電子署名に係る地方公共団体の認証業務制度に関するものの企画及び立案並びに係部局の調整に関すること。

(市町村体制整備課の所掌事務)

第四十七条の二 市町村体制整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方公共団体の自主的かつ主体的な組織及び運営の合理化の推進について必要な助言その他の協力をを行うこと。
- 二 市町村の合併、広域行政その他地方公共団体の機能の充実に関す

九〇十二 (略)

(市町村課の所掌事務)

第四十七条 市町村課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 市町村の合併その他地方公共団体の機能の充実に関する政策の企画及び立案に関すること。
- 二 広域行政に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 三 住民基本台帳制度に関すること。
- 四 住居表示制度に関すること。
- 五 地方自治法その他の地方公共団体に関する法律(法律に基づく命令を含む。)で総務省に属させられた地方公共団体の名称、市町村の廃置分合及び境界、市町村相互間の変更並びに郡の区域に関する事務に関すること。
- 六 地方自治法その他の地方公共団体に関する法律(法律に基づく命令を含む。)で総務省に属させられた地方公共団体の協議会、機関等の共同設置、事務の委託及び組合並びに地方開発事業団に関する事務に関すること。
- 七 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律(昭和三十九年法律第六号)の施行に関すること。

(合併推進課の所掌事務)

第四十七条の二 合併推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方公共団体の自主的かつ主体的な組織及び運営の合理化の推進について必要な助言その他の協力をを行うこと。
- 二 市町村の合併その他地方公共団体の機能の充実に関する政策の推

る政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

三 地方自治法その他の地方公共団体に關する法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に屬させられた地方公共団体の名称、市町村の廢置分合及び境界、市町村相互間の変更並びに郡の区域に關する事務に關すること。

四 中核市及び特例市の指定に關すること。

五 地方自治法その他の地方公共団体に關する法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に屬させられた地方公共団体の協議会、機關等の共同設置、事務の委託及び組合並びに地方開發事業團に關する事務に關すること。

六 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に關する法律（昭和三十九年法律第百六号）の施行に關すること。

（地域政策課の所掌事務）

第四十八条 地域政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

三 地方自治に係る政策で地域の振興に關するものの企画及び立案並びに推進に關すること（住民制度課及び地域自立応援課の所掌に屬するものを除く。）。

四・六 （略）

七 地方公共団体の情報システムに關する企画及び立案並びに關係部局の調整に關すること（住民制度課の所掌に屬するものを除く。）。

八・九 （略）

進に關すること。

三 中核市及び特例市の指定に關すること。

（地域政策課の所掌事務）

第四十八条 地域政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

三 地方自治に係る政策で地域の振興に關するものの企画及び立案並びに推進に關すること（地域自立応援課の所掌に屬するものを除く。）。

四・六 （略）

七 地方公共団体の情報システムに關する企画及び立案並びに關係部局の調整に關すること。

八・九 （略）

(地域自立応援課の所掌事務)

第四十九条 地域自立応援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方自治に係る政策で地域の振興に関するものうち、地方公共団体が主体的に実施する地域の一層の自立に向けた地域の振興に関する施策への支援に係るもの並びに地域間交流及び他の地域からの移住の促進に係るものの企画及び立案並びに推進に関すること。

二〇九 (略)

附則

(自治行政局市町村体制整備課の設置期間の特例)

第十二条 自治行政局市町村体制整備課は、平成二十七年三月三十一日まで置かれるものとする。

(地域自立応援課の所掌事務)

第四十九条 地域自立応援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方自治に係る政策で地域の振興に関するものうち、地方公共団体が主体的に実施する地域の一層の自立に向けた地域の振興に関する施策への支援に係るもの並びに地域的な共同活動並びに地域間交流及び他の地域からの移住の促進に係るものの企画及び立案並びに推進に関すること。

二〇九 (略)

附則

(自治行政局合併推進課の設置期間の特例)

第十二条 自治行政局合併推進課は、平成二十二年三月三十一日まで置かれるものとする。